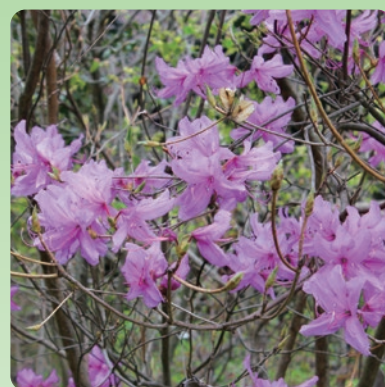
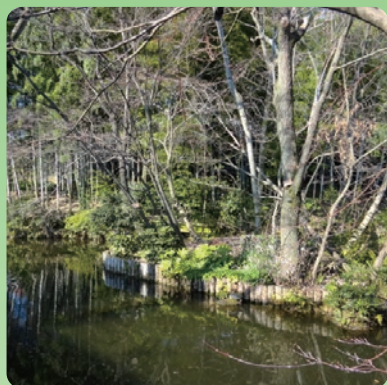


みんなが集い 憩いの場となる 魅力ある公園づくり

調布市公園・緑地機能再編指針

概要版



平成 27 年 4 月

1. 指針の概要

● 指針の目的

調布市公園・緑地機能再編指針（以下、本指針）という。）は、少子高齢化やライフスタイルの変化を背景に多様化しつつある公園や緑地に対するニーズに応えるため、公園・緑地（以下、「公園等」という。）が有する機能の適切な配置に関する基本的な考え方を定めたものです。

● 指針の位置づけ

本指針は公園等についての計画であるため、調布市緑の基本計画（平成23年3月改定：以下、「緑の基本計画」という。）を上位計画とし、緑の基本計画に定める公園等の配置方針に即した内容とします。また、調布市総合計画、都市計画マスタープラン等の上位・関連計画との整合を図るものとします。

● 指針の役割

本指針は、公園等の事業の具体化に向けて、計画策定、基本設計等を行う際の考え方の基礎となるものです。

● 対象

本指針の対象となる公園等は、公園99箇所、児童遊園97箇所、仲よし広場26箇所、緑地47箇所、緑道18箇所、崖線20箇所の合計307箇所及び新たに整備する公園等です。

● 指針の見直し時期

本指針の上位計画である緑の基本計画の改定時期（平成32年度）を考慮し、概ね平成33年度を見直し時期とします。

2. 公園等の現状と課題

● 遊びの機能の適正な配置

調布市では、ぶらんこ等の基本的な遊具は概ね充足されていますが、同じような公園等が近接し、機能が重複しています。

また、大型複合遊具等の特色ある遊びができる公園等が主に東部地域等で不足しています。

● 健康遊具の不足

調布市では16箇所の公園等に健康遊具を設置していますが、東部地域を中心に設置が不足しています。

● スポーツ施設の不足

東部地域や南部地域（市中心部）等でスポーツ施設が不足しています。

● 環境保全と自然とのふれあい

緑の骨格となる崖線緑地を中心に市民との協働管理等により保全に取り組んでいますが、一部の崖線樹林地などでは林内が暗く、生きものの生息に適さない状態になりつつあるものもあります。

● 地域コミュニティの活動場所の確保

自治会等の花いっぱい運動や地域の夏祭り等の、コミュニティ活動がしやすい環境を整備していくことが必要です。

● 利用の仕方による課題

公園等でのボール遊びについて、解禁の要望と苦情の双方が市に寄せられています。また、特定グループによる独占的な使用や喫煙への対策も要望が多く、公園等の利用ルールの見直しが必要となっています。

3. 基本理念

子どもから高齢者まで、多様な利用者のニーズに合わせ、公園等を魅力あふれる場所にしていくことを念頭に、基本理念を以下のように設定します。

「みんなが集い 憩いの場となる 魅力ある公園づくり」

4. 基本方針

調布市では特色のある小規模な公園を増やし、それぞれの公園等が機能を分担することにより、地域全体で多様な利用者ニーズに対応していくことを基本的な考え方とします。また、そのための公園等の機能再編の基本方針として以下の3つを設定します。

1) 日常的に利用できる身近な公園・緑地を充足します

現在、市域の大部分が公園等から250mの圏内にありますが、公園等から250m以上離れている、公園等の空白域が市内に分散して残されています。こうした状況を踏まえ、公園等の空白域に新たな公園等を整備し、身近な公園等の充足を図ります。

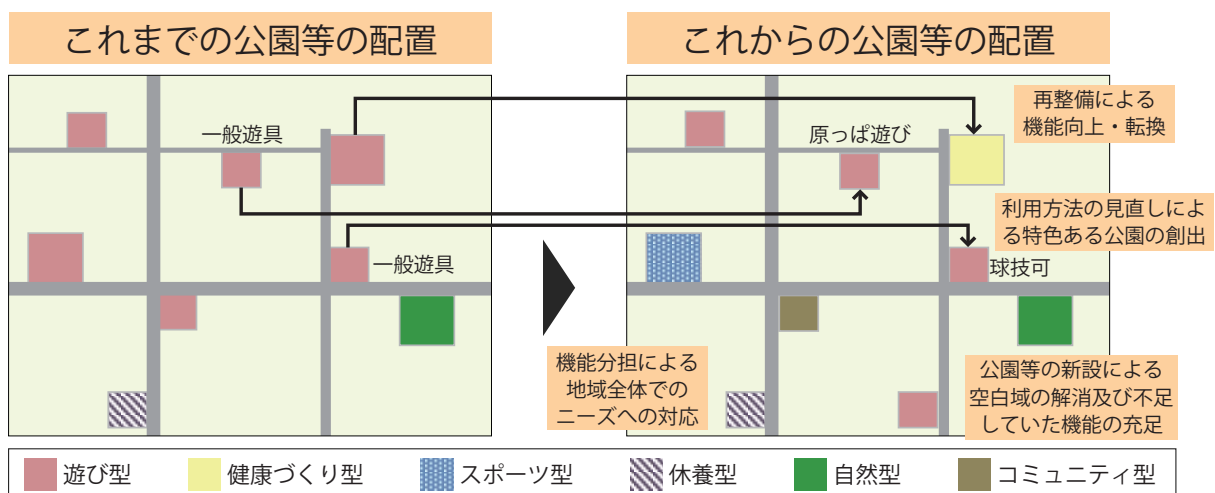
2) 公園・緑地の機能分担と再整備により多様なニーズに対応します

現在、市内には子ども向けの遊具が画一的に整備された公園等が多く、これらの公園等を、より幅の広い遊びができるような機能の向上や、健康づくり等の他の機能への転換を図っていくことが必要です。

そこで、同様の機能を持つ公園等が集中している地域を中心に、利用状況や地域のニーズを踏まえながら、施設更新の機会を捉えて部分的、全面的な改修による機能転換を実施し、多様なニーズへの対応を図ります。

3) 利用のルールづくりや他の公共施設等との連携により機能を補完します

市内では地域によって公園等の整備状況に差があるため、公園等の新設や再整備といった取組だけでは、地域の多様なニーズに対し、十分に対応できない場合もあります。そこで、公園等の利用方法を時間や場所によって変える利用のルールづくりや、他の公共施設等との連携により、公園等の機能配置を補完します。



5. 公園機能の配置方針の概要

以下に掲げる機能について、空白地域が生じないように機能別配置方針を定めます。

1) 遊び

- 遊具（一般遊具・大型遊具）遊び、ボール遊び、原っぱ遊びといった複数の特色ある遊びの機能を近接する公園等で分担し、子どもが近隣の公園を使い分けることで自由に遊び方を選択できる魅力を創出します。
- 子どもが多いが、遊びの機能を有する公園が不足する地域を中心に、都立公園や都営住宅等の団地内公園等と連携を考慮しつつ、子どもの遊び場となる機能を確保します。
- 一般遊具のある公園等が集中し、誘致圏が重複している場合には、再整備等により特色ある遊びの機能を配置します。



複合遊具（佐須公園）

2) 健康づくり

- 健康づくり機能の配置にあたっては、ウォーキング等の日常的な軽運動ができる園路・広場を基本的な健康づくりの機能と位置づけ、ストレッチ等ができる健康遊具を、健康づくり機能をさらに高める施設として配置します。
- 利用者が多く見込まれ、かつ健康づくり型の機能を有する公園が不足する地域を中心に、健康遊具を配置します。
- 緑道、堤防道路、歩道等の、散歩・ウォーキング等の運動を安全にできる環境が不足しており、かつ園路・広場が不足している地域を優先して、園路・広場の配置を検討します。



健康遊具（染地そよかぜ公園）

3) スポーツ

- 市全体が概ね大規模なスポーツ機能を有する公園等の誘致圏に入っているため、地域のニーズに応じてバスケットゴール等の小規模スポーツ施設による機能の補完を検討します。

4) 休養

- 休養機能は市全域を概ねカバーしているため、地域の状況に応じて更新時に適切な種類の休養施設への更新を図るとともに、熱中症予防の観点から、日陰となる樹木が少ない公園・緑地への四阿（あずまや）等の整備を検討します。

5) 自然とのふれあい

- 傾斜が緩やかな場所や、適切な維持管理作業を継続して実施できる場所を中心に、散策路やベンチ等の施設の配置を検討します。



散策路（若葉町3丁目第3緑地）